

政令

◇通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(政令第二二八号)(国土交通省)

1 旅行者等は、情報通信の技術を利用する方法により、旅行業務に関し取引をする者(旅行者を除く。)と旅行業務に関し契約を締結したときを交付する書面に記載すべき事項を提供しよ

2 旅行サービス手配業者は、情報通信の技術を利用する方法により、旅行サービス手配業務に

3 登録研修機関の登録の有効期間は、三年とす

7 この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年一月四日)から施行することとした。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年八月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十三号)附則第二条第一項及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一号中「以下この条」を「以下この号」に改め、「生ずる日」の下に「平成二十九年九月八日」を加え、「この号」を「この条」に、「単に」定期検査を「新定期検査」に、「定期検査」を「新定期検査」と改め、次号において「定期検査開始日」というを削り、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年六月十七日」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 条約発効日前に建造され又は建造に着手された船舶であつて、条約発効日以後最初に行われる特定設備についての新定期検査が平成三十一年九月七日以前に行われるもの(改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下この号において「旧法」という)第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等(旧法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。)についての旧法第十九条の三十六の規定による定期検査(旧法第十九条の四十六第二項の規定により当該定期検査を行ったものとみなされる同項の検査を含み、当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。)が平成二十六年九月八日以後平成二十九年九月七

日以前に行われた船舶を除く。) 条約発効日以後二回目に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日又は平成三十六年六月十七日のいずれか早い日 附則第八条を附則第九条とし、附則第五条から附則第七条までを一条ずつ繰り下げ、附則第四条の次に次の一条を加える。(特定現存船に関する経過措置) 第五条 特定現存船(前条各号に掲げる船舶であつて、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水域が存在しないため特定水バラスト交換排出(改正法附則第二条第一項に規定する特定水バラスト交換排出をいう)を行うことができないものとして国土交通省令・環境省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)からの有害水バラスト排出(同項に規定する有害水バラスト排出をいう)については、前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、新法第十七条第一項本文(新法第十七条の六において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 特定現存船については、前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、新法第十七条の二(新法第十七条の六において準用する場合を含む。)、第十九条の四十一第一項(新法第十七条の二第一項に規定する有害水バラスト処理設備(以下この条において「有害水バラスト処理設備」という。)に係る部分に限る。)、並びに第十九条の四十四第一項及び第三項(それぞれ有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 特定現存船についての新法第十九条の三十六(有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十三号)附則第二号第一項の政令で定める日以後初めて」とする。

附則 この政令は、公布の日から施行する。 国土交通大臣 石井 啓一 環境大臣 中川 雅治 内閣総理大臣 安倍 晋三

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年八月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十六号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年一月四日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三 総務大臣 野田 聖子 財務大臣臨時代理 野田 聖子 国務大臣 野田 聖子 経済産業大臣 世耕 弘成 国土交通大臣 石井 啓一

通訳案内士法第三十八条第一項の期間を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年八月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十七号

通訳案内士法第三十八条第一項の期間を定める政令

内閣は、通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第三十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

通訳案内士法第三十八条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

附則

この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十号)の施行の日(平成三十年一月四日)から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一 内閣総理大臣 安倍 晋三

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年八月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十八号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行に伴い、並びに旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の五第四項及び第二十二條第二項、同法第二十九條において準用する同法第十二條の十五第一項並びに同法第三十條第二項、第四十條及び第六十七條、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四百二十二号（三）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第十四條第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（旅行業法施行令の一部改正）

第一条 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

- 2 前条の規定は、法第十二條の五第四項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは「旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。次項において同じ。）」と、同条第二項中「旅行者」とあるのは「旅行業務に関し取引をする者」と読み替えるものとする。

- 3 前条の規定は、法第三十條第二項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、前条中「旅行者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」と、「旅行者」とあるのは「旅行サービス手配業務に関し取引をする者」と、同条第一項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

手配業務に関し取引をする者」と、同条第一項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

第三條中「第十二條の十五第一項の下に（法第二十九條において準用する場合を含む。）」を加える。

第四條第一項中「のうち、法第六條の三第一項の規定による有効期間の更新の登録に係るもの」を削り、同條第二項に次の一号を加える。

三 地域限定旅行業務取扱管理者試験 五百円

第四條に次の一項を加える。

4 法第四十條の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、一万七千九百円とする。

第五條第一項中「第二章」を「第二章第一節」に、「第二十二條の十五第四項及び第二十二條の二十二條第二項」を「第五十四條第四項及び第六十一條第二項」に、「第二十二條の二十三條第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項」を「第六十二條第一項、第六十四條、第六十五條第一項及び第二項並びに第七十條第一項」に改め、同條第四項中「前三項の」を「前各項（第二項ただし書を除く。）」に、「前三項」を「これらの規定に」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「第二十二條の二の」を「第四十一條第二項に規定する」に、「第二十六條第一項」を「第七十條第二項中「第二十五條」を「第六十八條」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 旅行サービス手配業に関する法第二章第二節、第六十四條、第六十五條第一項及び第二項並びに第七十條第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、旅行サービス手配業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、法第七十條第一項及び第三項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務にあつては、観光庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第二条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の見出し中「旅行業又は旅行業者代理業」を「旅行業等」に改め、同條に次の一項を加える。

3 法別表第一第四百二十二号（三）に規定する政令で定めるものは、旅行業法第二十三條（登録）の登録で、旅行業法施行令第五條第二項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの以外のものとする。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十一号中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改める。

（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八條から第十二條までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「観光圏内限定旅行者代理業を除く。」の下に「旅行サービス手配業」を加え、「地域限定通訳案内士、沖縄特別通訳案内士及び福島特別通訳案内士」を「地域通訳案内士」に改める。

（中心市街地の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第五条 中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七條第十一項第二号」を「第七條第十項第二号」に改める。

第四条中「第七條第十一項第四号イ」を「第七條第十項第四号イ」に改める。

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令の廃止）

第六条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令（平成十八年政令第八十四号）は、廃止する。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第七条 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項中「第六十一條第二項第三号ロ」を「第六十一條第二項第三号イ」に改める。

第三十七條第一項中「第六十一條第二項第三号ハ」を「第六十一條第二項第三号ロ」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第八条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十六号及び第四十三條第四号中「第七條第十一項第四号」を「第七條第十項第四号」に改める。

第二百二十四條の二第五号を次のように改める。

五 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

第二百二十四條の九第三号を次のように改める。

三 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

附則第二十八條及び第二十九條を削る。

附則

この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
財務大臣臨時代理 野田 聖子  
国務大臣 加藤 勝信  
厚生労働大臣 石井 啓一  
国土交通大臣 石井 啓一